

改正

平成25年8月1日告示第61号

平成28年3月11日告示第12号

みやき町日中一時支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児（以下「障害者等」という。）を一時的に預かることにより、障害者等に日中活動の場を提供し、見守り及び社会的に適應するための日常的な訓練等を行うことを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、みやき町とする。

2 町長は、この事業の全部又は一部を適切な事業運営を行うことができると認める社会福祉法人等（以下「事業者」という。）に委託して実施することができる。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、町内に居住する障害者等であって、町長が認めたものとする。

(利用の申請)

第4条 事業を利用しようとする障害者等（以下「申請者」という。）は、日中一時支援事業利用申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

(利用の決定)

第5条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、事業の利用を決定したときは、日中一時支援事業利用決定通知書（様式第2号）（以下「決定通知書」という。）により申請者に通知し、受給者証を交付するものとする。

(利用の期間等)

第6条 前条の規定による利用決定の認定期間は、決定を行なった日から起算して最初に到達する6月30日までとする。

2 利用決定を受けた申請者（以下「利用者」という。）が、認定期間満了後も引き続き利用しようとするときは、認定期間満了日までの1月以内に第4条に規定する申請を行なわなければならない。

(利用の変更廃止)

第7条 利用者は、次に掲げる事項に該当するときは、速やかに町長に届け出なければならない。

- (1) 利用者の住所を変更したとき。
- (2) 利用者の心身状況に大きな変化があったとき。
- (3) 利用の中止をしようとするとき。

(利用の取消)

第8条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の規定による利用決定を取り消すことができる。

- (1) この事業の対象者でなくなったとき。
- (2) 不正又は虚偽の申請により利用決定を受けたとき。
- (3) その他町長が利用を不相当と認めたとき。

(利用の方法)

第9条 利用者がこの事業を利用しようとするときは、受給者証を事業所に提示し、事業所に直接依頼するものとする。

(利用料)

第10条 利用者は、利用料として別表に定める基準により算定した額の10/100の額を事業者に支払うものとする。

(利用料の免除)

第11条 町長は、利用者及びその属する世帯が、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく生活扶助を受けているときは、利用料の全額を免除する。

(遵守事項)

第12条 事業者は、受け入れることが可能な障害種別及び年齢層等について、利用者に対して事前説明を行わなければならない。

- 2 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業員の勤務体制を定めておかななければならない。
- 3 事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 事業者は、サービス提供時に事故が発生した場合は、町長及び家族等に速やかに連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 5 事業者は、従業員、会計、利用者へのサービス提供記録に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

6 事業者及び従業者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年10月2日から施行する。

附 則 (平成25年8月1日告示第61号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年3月11日告示第12号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表

日中一時支援事業基準額表 (一人1回あたり)

(単位:円)

障害程度 \ 単位	4 時間未満	4 時間以上 8 時間未満	8 時間以上
区分 I - 3	1,870	3,760	5,630
区分 I - 2	1,470	2,950	4,430
区分 I - 1	1,220	2,440	3,660
区分 I I	5,970	11,950	17,920
区分 I I I	3,500	7,000	10,500

(注)

障害程度区分については、次のとおりとする。

区分 I - 3 : 食事、排泄、入浴及び移動のうち3つ以上の日常生活動作について全介助を必要とする程度又はこれに準ずる程度の障害者等に対し適用する。

区分 I - 2 : 食事、排泄、入浴及び移動のうち3つ以上の日常生活動作について一部介助を必要とする程度又はこれに準ずる程度の障害者等に対し適用する。

区分Ⅰ－Ⅰ： 区分Ⅰ及び区分Ⅱに該当しない程度の障害者等に対し適用する。

区分ⅠⅠ： 重症心身障害者等（重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者）及び療養介護対象者が医療機関である施設を利用した場合に適用する。

区分ⅠⅠⅠ： 遷延性意識障害者等又は筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン系疾患を有する者が医療機関である施設を利用した場合に適用する。

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第5条関係）